

31 静保生第 6301 号
令和 2 年 1 月 24 日

旅館業営業者 様

静岡市保健所長
(生活衛生課)

旅館業における新型コロナウイルス関連肺炎に係る対応について (通知)

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年 12 月から新型コロナウイルス関連の肺炎と診断される症例が複数報告されております。

また、令和 2 年 1 月 24 日現在、日本国内においても新型コロナウイルスに関連した感染症の発症者が 2 名確認されています。

今般、令和 2 年 1 月 23 日付事務連絡にて厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課より「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について」通知がありましたので送付します。加えて、旅館業施設における新型コロナウイルスに係る対応について、留意事項を下記のとおりまとめましたので、従業員等に周知徹底をお願いします。

記

1 営業者が日頃留意すべき事項

- (1) 感染経路の把握に必要な場合があるため、旅館業法第 6 条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を徹底するとともに、日本国内に住居を有しない外国人宿泊者に係る宿泊者名簿への国籍及び旅券番号の記載並びに旅券の写しの保存についても徹底をお願いします。
- (2) 宿泊者に対し、発熱及び呼吸器症状 (咳等) を呈した時には必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えてください。
- (3) 新型コロナウイルスに関する情報収集に努めてください。

○厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○国立感染症研究所 HP

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

- (4) 宿泊者から体温計の貸出を求められた場合は衛生的管理に留意した上で貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力してください。
- (5) 従業員に対して、マスクの着用や手洗い等、感染対策を推奨し、従業員の健康管理をするともに、施設の環境衛生管理の徹底を図ってください。

2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応

- (1) 宿泊者が施設滞在中に体調不良（発熱及び呼吸器症状（咳等））を申し出た場合、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めてください。
- (2) 感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼してください。また、同室者がいれば他室への移動と待機を依頼してください。
なお、飛沫感染を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者にはマスクの着用を求めてください。
- (3) 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者が対応するようにしてください。感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、対応後は手洗い及びうがいを確実に行ってください。
- (4) 保健所が疫学調査を行う際には、宿泊者名簿等の情報提供により、状況把握に御協力をお願いします。

3 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策

新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者又は従業員に接触した可能性のある従業員は、マスクの着用、症状が認められた際には医療機関で受診する等適切な対応をとってください。

4 消毒について

施設の消毒は、感染が疑われる宿泊者が利用した区域の手指や体表の接触部（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、消毒用アルコールで消毒を行ってください。

<p>〈問い合わせ先〉 静岡市保健所生活衛生課 生活衛生係 電話 054-249-3156</p>
